

相談員制度の経過について

○帰町・生活再建に向けた町民の相談体制

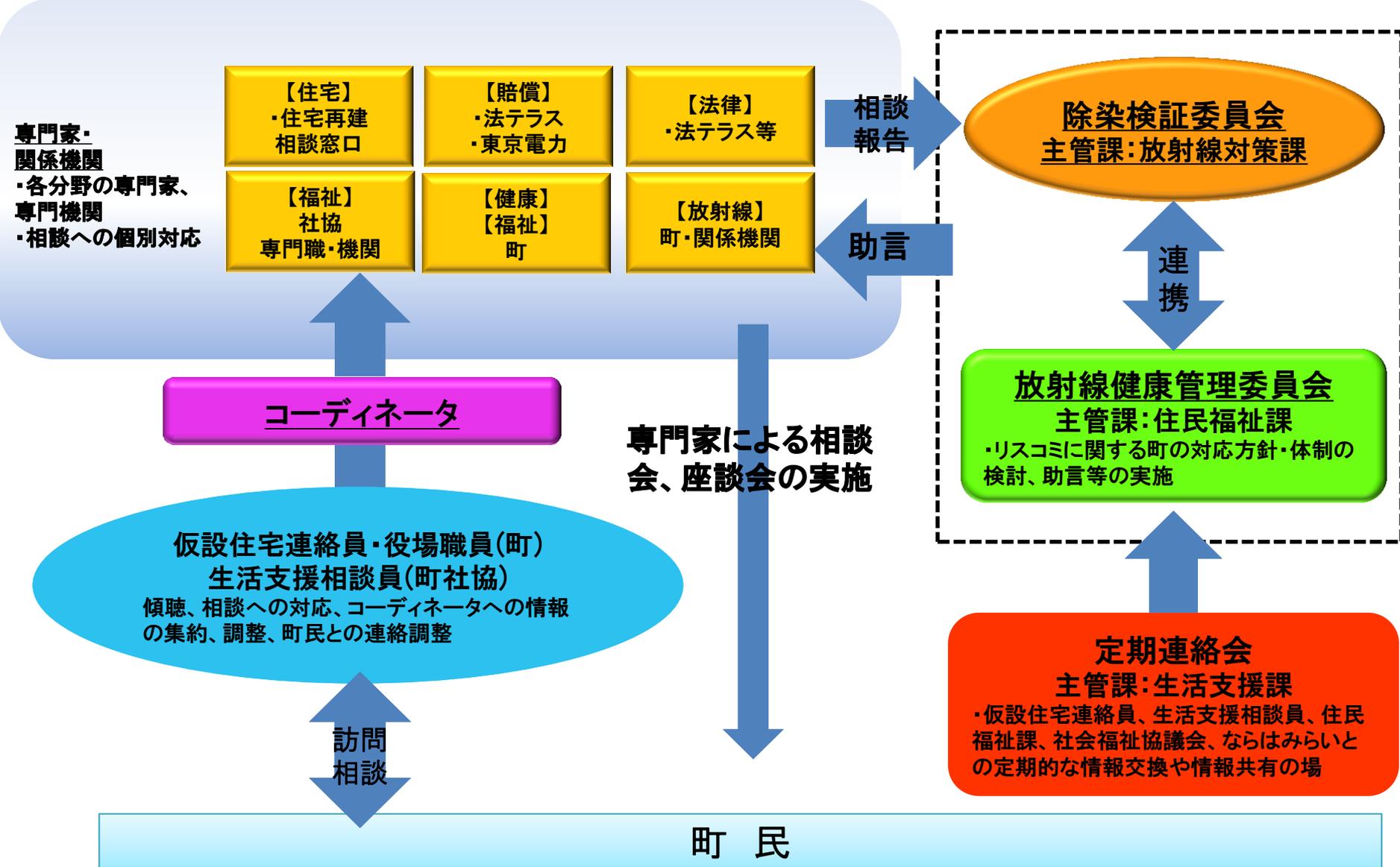
○相談員体制の放射線等に係る相談実績について

平成27年8月21日

檜葉町

帰町・生活再建に向けた町民の相談体制

日ごろ、町民に身近に接している者(生活相談員等)が連絡調整や各種相談等を担い、町民から寄せられた様々な疑問・要望をコーディネータを介し適切な分野の専門家へ連絡することにより、円滑な相談対応を実施する。



相談員体制の放射線等に係る相談実績について

相談員体制については平成27年5月29日より仮設住宅連絡員及び生活支援相談員による訪問相談を開始。相談内容について、7月8日までにおいて489件の相談があり、そのうち放射線及び除染に関する内容は35件であった。具体的な内容等は下記のとおり。

【除染について】

- ・自宅敷地内の線量が高いため、再除染を要望したい。
- ・自宅裏山の線量が高いため、除染をお願いしたい。

町の対応

櫛葉役場内で設ける除染等に関する相談窓口より、環境省事業である、気がかり調査をご案内。

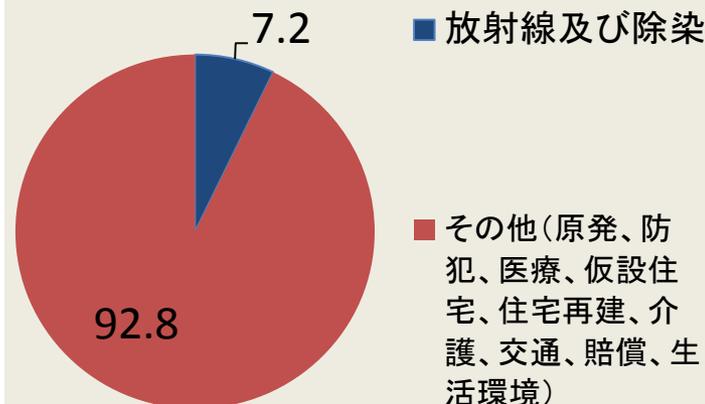
【放射線について】

- ・屋内の放射線量を測定してほしい。
- ・放射線に関して、放射線対策課や専門家に相談したい。

町の対応

放射線量の測定については、測定機器の貸出や、支援団体を派遣し測定の実施。

相談内容の内訳について



○その他の相談内容

- ・櫛葉に帰ってからの交通手段が不安。
- ・防犯上不安である。外灯、防犯カメラを設置して欲しい。
- ・仮設住宅にいつまでいられるか不安。
- ・医療体制が整っていないと帰れない。等

※気がかり調査とは、環境省発注の事後モニタリング事業について、前年度に引続き2回目の測定時に関係人が定点以外の測定を希望した場合、除染推進員を派遣し測定を実施する。

※木戸ダムの除染及び水道水についても、多くの相談を頂いており、パンフレットの配布や、復興庁からの回答により対応中である。